明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○刑事訴訟規則の一部を改正する規則（最高裁四）　一

〔省令〕
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（法務三一）　一
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八九）　二

〔告示〕
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十条の規定による指定の件の一部を改正する件（法務一八〇）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一一三）　三
○保安林の指定をする件（農林水産九五四～九六〇）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同九六一～九六七）　四
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同九六八）　五
○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の一部を改正する件（経済産業一二二）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六三六～六三八）　七
○都市計画に関する件（同六三九）　七
○一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件（同六四〇）　七
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛八五）　八
○道路に関する件（関東地方整備局一八四、一八五）　八

〔国会事項〕
官庁事項　八

〔人事異動〕
内閣　金融庁　財務省　最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕　九

〔官庁報告〕
官庁事項
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委二三）　一〇
指定保安検査機関の指定に関する公示（中国四国産業保安監督部、九州同）　一〇
荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】の策定について（関東地方整備局）　一一

〔公告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
会社その他　一三

最高裁規則

○最高裁判所規則第四号

刑事訴訟規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月七日

最高裁判所

刑事訴訟規則の一部を改正する規則

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二百二十二条の二の見出し中「保護観察」を「刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察」に改め、同条第一項中「保護観察に」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項の規定により保護観察に」に改める。

第二百二十二条の五、第二百二十二条の六第一項及び第二百二十二条の七第一項中「刑法第二十六条の二第二号」の下に「又は第二十七条の五第二号」を加える。

附　則

この規則は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

省令

○法務省令第三十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月七日

法務大臣　岩城　光英